

太高発第734号
令和8年9月1日

指定居宅介護支援事業所 管理者 各位

常陸太田市長 藤田 謙二
(公 印 省 略)

令和8年度前期分 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算について（依頼）

日頃より介護保険制度の推進について、ご協力をいただき御礼申し上げます。
さて、市では半期ごとに当該減算適用の可否を判定する必要があります。
つきましては、下記事項を確認のうえ必要書類を作成し、ご提出くださいますようお願いいたします。

常陸太田市は、各事業所の当該減算に係る書類の作成状況を確認するため、**市内すべての居宅介護支援事業所へチェックシートの提出をお願いしております。**

記

1. 判定期間 令和8年3月1日から令和8年8月31日まで（前期）
2. 提出書類
 - ①居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算チェックシート
 - ②「特定事業所集中減算を適用されない居宅介護支援事業所に係る基準及び必要書類」に記載されている必要書類
 - ③集中減算の適用または適用終了となる場合は、以下の書類も提出してください。
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護給付費算定に係る体制状況等一覧表

※書類様式等は市ホームページからもダウンロードできます。
【掲載場所】 トップページ→くらし→福祉・介護→介護→介護事業者向け情報
3. 提出期限 **令和8年9月15日（火）必着 ※期限厳守**
4. 提出方法 Eメール、郵送または窓口持参により提出してください。
メールアドレス kaigo2@city.hitachiota.lg.jp

5. 当該減算に係る留意事項等

- (1) 当該減算の対象となった場合、減算適用期間は令和8年10月1日から令和9年3月31日までとなります。
- (2) 特定事業所集中減算とは、正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護など対象サービスの提供件数のうち、同一の対象サービスに係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援費のすべてについて、月200単位を所定単位数から減算するものです。
- (3) すべての居宅介護支援事業者は、必要事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合は当該書類を市長へ提出しなければなりません。
上記要件に該当する事業所より正当な理由として記載があるものについては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し、適正に判断することとされており、正当な理由として記載した場合であっても、市長が不適当と判断した場合は当該減算を適用することがあります。
- (4) 上記要件に該当する事業所が必要書類を期限までに提出しなかった場合は、正当な理由の有無に関わらず当該減算が適用となりますのでご留意願います。
- (5) チェックシート内「③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数」は、同一法人格を有する法人単位で算定します。

6. その他

当該割合（上位3位まで）については、指定居宅介護支援の提供を開始する際にも利用者又はその家族に対し、文書の交付に加えて口頭での説明を行うとともに、必ず利用者からの署名を得ることとされていますので、適切な対応をお願いいたします。

【書類の提出・問合せ先】

常陸太田市保健福祉部高齢福祉課
介護保険係 平野・島根
TEL 0294 - 72 - 3111（内線149）